

C**耐震****D1 ~ D5****特改**

令和6年分 住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ

税務署

■ 本説明書の目的 ■

本説明書は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に自己の居住する住宅に耐震改修した方や、住宅に一定の改修工事をして令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に自己の居住の用に供した方が、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告において「住宅耐震改修特別控除」又は「住宅特定改修特別税額控除」を受ける場合の適用要件や必要な手続の概要を説明するものです。いずれの控除も、住宅の改修工事のための借入金（住宅ローン）がない方でも控除の適用を受けられます。

※ 令和6年11月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

【制度の概要】

○ 住宅耐震改修特別控除 **C**

個人が、自己の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限ります。）に一定の耐震改修をした場合に、その年分の所得税額から、一定の算式により計算した金額を控除することができます。これを「住宅耐震改修特別控除」といいます。

○ 住宅特定改修特別税額控除 **D1** ~ **D5**

個人が、自己の居住の用に供する家屋について、一定の改修工事をした場合においては、その年分の所得税額から、一定の算式により計算した金額を控除することができます。これを「住宅特定改修特別税額控除」といい、一定の改修工事とは、次の工事をいいます。

- ・ 高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事等）
- ・ 一般断熱改修工事等（省エネ改修工事等）
- ・ 多世帯同居改修工事等
- ・ 耐久性向上改修工事等
- ・ 子育て対応改修工事等

※ 本説明書で使用する用語の説明などについては、2・3ページをご参照ください。

※ 制度の詳細等は、国税庁ホームページ（タックスアンサー）（<https://www.nta.go.jp>）をご確認ください。

申告書と計算明細書は、国税庁ホームページで作成できます!!

作成コーナー

検索

控 除 の 種 類 判 定

○次の表に従い、該当ページをご確認ください。
 工事の種類により、適用できる控除が異なります。どの工事に該当するかは建築士等が発行する『増改築等工事証明書』に記載されていますので、ご確認ください。

工事の種類	対象となる控除	該当ページ
住宅耐震改修	C 住宅耐震改修特別控除	4 ページ
高齢者等居住改修工事等 (バリアフリー改修工事等)	D1 バリアフリー改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除	5 ページ
一般断熱改修工事等 (省エネ改修工事等)	D2 省エネ改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除	6 ページ
多世帯同居改修工事等	D3 多世帯同居改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除	7 ページ
耐久性向上改修工事等	D4 耐久性向上改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除	8 ページ
子育て対応改修工事等	D5 子育て対応改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除	9 ページ

○本説明書で用いられている住宅の工事に関する各種の「用語の説明」は次のとおりです。

用語	説明
住宅耐震改修	家屋に対して行う地震に対する安全性の向上を目的とした増改築、修繕又は模様替えであって、耐震改修をした家屋が、現行の耐震基準に適合するものとして証明された耐震改修をいいます。
高齢者等居住改修工事等 (バリアフリー改修工事等)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための一定の改修工事を行います。
一般断熱改修工事等 (省エネ改修工事等)	家屋について行うエネルギーの使用の合理化に資する一定の改修工事を行います。
多世帯同居改修工事等	家屋について行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための改修工事として①調理室を増設する工事、②浴室を増設する工事、③便所を増設する工事又は④玄関を増設する工事のいずれかに該当する工事を行います。 ※ 自己の居住の用に供する部分に調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか二以上の室がそれぞれ複数になる場合に限ります。
耐久性向上改修工事等	構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための一定の改修工事を行います。
子育て対応改修工事等	特例対象個人が行う子育てに対応した改修工事として①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式のキッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事(一定のものに限ります。)のいずれかに該当する工事を行います。

■ 留意事項 ■

- 住宅耐震改修について、住宅ローンを利用して耐震改修を行った場合で、「住宅耐震改修特別控除 **C**」と「住宅借入金等特別控除 **A7**」のいずれの適用要件も満たしているときには、両方の適用を受けることができます。「住宅借入金等特別控除 **A7**」の要件や手続については、『令和6年分 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（住宅の増改築用）』をご覧ください。
ただし、要耐震改修住宅（中古住宅）の取得に係る「住宅借入金等特別控除 **A5**」の適用を受けられる場合には、「住宅耐震改修特別控除 **C**」の適用を受けることはできません。要耐震改修住宅（中古住宅）の取得に係る「住宅借入金等特別控除 **A5**」については、『令和6年分 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（新築・購入用）』をご覧ください。
- 「住宅耐震改修特別控除 **C**」や「住宅特定改修特別税額控除 **D1** ～ **D5**」の適用を受けられる場合には、次に掲げる金額の合計額（対象改修工事に係る標準的な費用の額の合計額と1,000万円から当該金額（当該金額が控除対象限度額を超える場合には、当該控除対象限度額の合計額）を控除した金額のいずれか低い金額を限度）の5%に相当する金額も控除することができます（以下、この5%に相当する金額の控除を「その他工事等特別税額控除」といいます。）。
 - ① 対象となる改修工事に係る標準的な費用の額のうち控除対象限度額を超える部分の額
 - ② 対象となる改修工事と併せて行う増築、改築その他の一定の工事に要した費用の額（補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額）の合計額
- 住宅ローンを利用して一定の改修工事をした場合、「住宅特定改修特別税額控除 **D1** ～ **D5**」又は「その他工事等特別税額控除」に代えて、「住宅借入金等特別控除 **A7**」が受けられるときがあります。
なお、「住宅借入金等特別控除 **A7**」の適用を受けられる場合には、「住宅特定改修特別税額控除 **D1** ～ **D5**」又は「その他工事等特別税額控除」の適用を受けることはできません。また、確定申告において選択した税額控除は、その後、修正申告や更正の請求により変更することはできません。

本説明書で使用する用語の説明

用語	説明
合計所得金額	次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額をいいます。 ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額） ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の1の金額 ☆ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。また、純損失や雑損失の繰越控除など、損失の繰越控除の適用を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。
床面積	登記事項証明書に表示されている床面積をいいます。ただし、マンションなどのように建物の一部を区分所有している住宅の場合は、登記事項証明書上の専有部分の床面積をいいます。その家屋が店舗併用住宅であるなど自己の居住の用以外の用にも供される部分がある家屋の場合やその家屋が共有である場合には、その家屋の全体の床面積によって判定します。
特例対象個人	次のいずれかに該当する方をいいます。 ① 年齢が40歳未満、かつ、配偶者を有する方 ② 年齢が40歳以上、かつ、年齢が40歳未満の配偶者を有する方 ③ 年齢が19歳未満の扶養親族を有する方 ※ 年齢又は配偶者若しくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、令和6年12月31日（これらの方が年の途中で死亡した場合には、その死亡の時）の現状によります。 ※ 配偶者、扶養親族の全てが非居住者であるときは、配偶者に係る親族関係書類、扶養親族に係る親族関係書類又は送金関係書類を確定申告書に添付する必要があります。

C

住宅耐震改修特別控除

○適用要件に該当するか確認し、以下の書類をご準備ください。

	適用要件	確認欄
1	昭和 56 年 5 月 31 日（建築基準法の改正により現行の耐震基準が適用される日）以前に建築された自己の居住の用に供する家屋についての耐震改修である。	<input type="checkbox"/>
2	耐震改修をした家屋が、現行の耐震基準に適合するものである。	<input type="checkbox"/>
3	2 以上の住宅を所有していない（所有している場合は主に居住している住宅の改修工事である。）。	<input type="checkbox"/>

※ 確認欄のすべてにチェックが入る場合に控除を受けることができます。

ただし、「その他工事等特別税額控除」（3 ページ）の適用を受ける場合には、確認欄のすべてにチェックが入ることに加え、耐震改修をした家屋が自己の所有する家屋であり、かつ、本年分の合計所得金額（3 ページ）が 2,000 万円以下である必要があります。

	確定申告書に添付すべき書類	確認欄
1	住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 ※ 明細書は国税庁ホームページに掲載しています。	<input type="checkbox"/>
2	次のいずれかの書類 ・ 地方公共団体の長が発行する『住宅耐震改修証明書』【原本】 ・ 建築士等が発行する『増改築等工事証明書』（住宅耐震改修であることを証明するもの）【原本】	<input type="checkbox"/>
3	住宅の登記事項証明書【原本】 （住宅が昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものであることを明らかにする書類） ※ 不動産番号の記載又は住宅の登記事項証明書【写し】の添付に代えることができます。	<input type="checkbox"/>
4	確定申告書に記載したマイナンバー（個人番号）の本人確認書類（マイナンバーカード（個人番号カード）の写しなど） ※ 確定申告書を提出する際に提示によることもできます。詳しくは、国税庁ホームページ又は『令和 6 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』をご確認ください。	<input type="checkbox"/>

※ 確定申告書への給与所得の源泉徴収票等の添付は不要です。

ただし、税務署等で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票等や登記事項証明書を忘れずにお持ちください。

D1

バリアフリー改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除

○適用要件に該当するか確認し、以下の書類をご準備ください。

	適用要件	確認欄
1	バリアフリー改修工事等を行う方が次の①から④のいずれかに該当する。 ① 50歳以上 ② 要介護又は要支援の認定を受けている ③ 所得税法上の障害者である（障害者手帳の交付を受けた場合など） ④ 高齢者等（※）である親族と同居を常況としている ※ 上記②若しくは③に該当する方又は65歳以上の方をいいます。 ☆ 上記の判定は、原則として、居住した年の12月31日時点の現況によります。	<input type="checkbox"/>
2	本年分の合計所得金額（3ページ）が2,000万円以下である。	<input type="checkbox"/>
3	前年以前3年以内に、同一の住宅についてバリアフリー改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除を受けていない（一定の場合を除きます。）。	<input type="checkbox"/>
4	自己が所有し、自己の居住の用に供する家屋について、バリアフリー改修工事等を行い、改修工事をした日から6か月以内に入居している。	<input type="checkbox"/>
5	補助金等の額を差し引いたバリアフリー改修工事等の標準的な費用の額が50万円を超える。 ※ 標準的な費用の額は『増改築等工事証明書』に記載されています。	<input type="checkbox"/>
6	バリアフリー改修工事等をした後の住宅の床面積（登記事項証明書に表示されているもの）（3ページ）が50㎡以上であり、かつ床面積の2分の1以上が専ら自己の居住用である。	<input type="checkbox"/>
7	バリアフリー改修工事等に要した費用の総額の2分の1以上が居住の用に供する部分に係る費用である。	<input type="checkbox"/>
8	2以上の住宅を所有していない（所有している場合は主に居住している住宅のバリアフリー改修工事等である。）。	<input type="checkbox"/>

※ 確認欄のすべてにチェックが入る場合のみ控除を受けることができます。

	確定申告書に添付すべき書類	確認欄
1	住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 ※ 明細書は国税庁ホームページに掲載しています。	<input type="checkbox"/>
2	住宅の登記事項証明書【原本】 ※ 不動産番号の記載又は住宅の登記事項証明書【写し】の添付に代えることができます。	<input type="checkbox"/>
3	建築士等が発行する『増改築等工事証明書』（バリアフリー改修工事等であることを証明するもの）【原本】	<input type="checkbox"/>
4	上記「適用要件1」の②又は④（要介護又は要支援の認定を受けている親族と同居を常況としている方に限る。）に該当する場合は、要介護認定又は要支援認定を受けている方の介護保険の被保険者証【写し】	<input type="checkbox"/>
5	確定申告書に記載したマイナンバー（個人番号）の本人確認書類（マイナンバーカード（個人番号カード）の写しなど） ※ 確定申告書を提出する際に提示によることもできます。詳しくは、国税庁ホームページ又は『令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』をご確認ください。	<input type="checkbox"/>

※ 確定申告書への給与と所得の源泉徴収票等の添付は不要です。
 ただし、税務署等で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票等や登記事項証明書を忘れずにお持ちください。

D2**省エネ改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除**

○適用要件に該当するか確認し、以下の書類をご準備ください。

	適用要件	確認欄
1	本年分の合計所得金額（3 ページ）が 2,000 万円以下である。	<input type="checkbox"/>
2	前年以前 3 年以内に、同一の住宅について、省エネ改修工事等をして、住宅特定改修特別税額控除を受けていない。	<input type="checkbox"/>
3	自己が所有し、自己の居住の用に供する家屋について、省エネ改修工事等を行い、改修工事をした日から 6 か月以内に入居している。	<input type="checkbox"/>
4	補助金等の額を差し引いた省エネ改修工事等の標準的な費用の額が 50 万円を超える。 ※ 標準的な費用の額は『増改築等工事証明書』に記載されています。	<input type="checkbox"/>
5	省エネ改修工事等をした後の住宅の床面積（登記事項証明書に表示されているもの）（3 ページ）が 50㎡以上であり、かつ床面積の 2 分の 1 以上が専ら自己の居住用である。	<input type="checkbox"/>
6	省エネ改修工事等に要した費用の総額の 2 分の 1 以上が居住の用に供する部分に係る費用である。	<input type="checkbox"/>
7	2 以上の住宅を所有していない（所有している場合は主に居住している住宅の省エネ改修工事等である。）。	<input type="checkbox"/>

※ 確認欄のすべてにチェックが入る場合のみ控除を受けることができます。

	確定申告書に添付すべき書類	確認欄
1	住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 ※ 明細書は国税庁ホームページに掲載しています。	<input type="checkbox"/>
2	住宅の登記事項証明書【原本】 ※ 不動産番号の記載又は住宅の登記事項証明書【写し】の添付に代えることができます。	<input type="checkbox"/>
3	建築士等が発行する『増改築等工事証明書』（省エネ改修工事等であることを証明するもの）【原本】	<input type="checkbox"/>
4	確定申告書に記載したマイナンバー（個人番号）の本人確認書類（マイナンバーカード（個人番号カード）の写しなど） ※ 確定申告書を提出する際に提示によることもできます。詳しくは、国税庁ホームページ又は『令和 6 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』をご確認ください。	<input type="checkbox"/>

※ 確定申告書への給与所得の源泉徴収票等の添付は不要です。

ただし、税務署等で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票等や登記事項証明書を忘れずにお持ちください。

D3**多世帯同居改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除**

○適用要件に該当するか確認し、以下の書類をご準備ください。

	適用要件	確認欄
1	本年分の合計所得金額（3ページ）が2,000万円以下である。	<input type="checkbox"/>
2	前年以前3年以内に、同一の住宅について多世帯同居改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除を受けていない。	<input type="checkbox"/>
3	自己が所有し、自己の居住の用に供する家屋について、多世帯同居改修工事等を行い、改修工事をした日から6か月以内に入居している。	<input type="checkbox"/>
4	補助金等の額を差し引いた多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額が50万円を超える。 ※ 標準的な費用の額は『増改築等工事証明書』に記載されています。	<input type="checkbox"/>
5	多世帯同居改修工事等をした後の住宅の床面積（登記事項証明書に表示されているもの）（3ページ）が50㎡以上であり、かつ床面積の2分の1以上が専ら自己の居住用である。	<input type="checkbox"/>
6	多世帯同居改修工事等に要した費用の総額の2分の1以上が居住の用に供する部分に係る費用である。	<input type="checkbox"/>
7	2以上の住宅を所有していない（所有している場合は主に居住している住宅の多世帯同居改修工事等である。）。	<input type="checkbox"/>

※ 確認欄のすべてにチェックが入る場合のみ控除を受けることができます。

	確定申告書に添付すべき書類	確認欄
1	住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 ※ 明細書は国税庁ホームページに掲載しています。	<input type="checkbox"/>
2	住宅の登記事項証明書【原本】 ※ 不動産番号の記載又は住宅の登記事項証明書【写し】の添付に代えることができます。	<input type="checkbox"/>
3	建築士等が発行する『増改築等工事証明書』（多世帯同居改修工事等であることを証明するもの）【原本】	<input type="checkbox"/>
4	確定申告書に記載したマイナンバー（個人番号）の本人確認書類（マイナンバーカード（個人番号カード）の写しなど） ※ 確定申告書を提出する際に提示によることもできます。詳しくは、国税庁ホームページ又は『令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』をご確認ください。	<input type="checkbox"/>

※ 確定申告書への給与所得の源泉徴収票等の添付は不要です。
ただし、税務署等で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票等や登記事項証明書を忘れずにお持ちください。

D4**耐久性向上改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除**

○適用要件に該当するか確認し、以下の書類をご準備ください。

	適用要件	確認欄
1	本年分の合計所得金額（3ページ）が2,000万円以下である。	<input type="checkbox"/>
2	補助金等の額を差し引いた標準的な費用の額が50万円を超える住宅耐震改修若しくは省エネ改修工事等又はその両方と併せて行うものである。	<input type="checkbox"/>
3	省エネ改修工事等と併せて行うものである場合には、前年以前3年以内に、同一の住宅について省エネ改修工事等をして、住宅特定改修特別税額控除を受けていない。	<input type="checkbox"/>
4	自己が所有し、自己の居住の用に供する家屋について、耐久性向上改修工事等を行い、改修工事をした日から6か月以内に入居している。	<input type="checkbox"/>
5	補助金等の額を差し引いた耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額が50万円を超える。 ※ 標準的な費用の額は『増改築等工事証明書』に記載されています。	<input type="checkbox"/>
6	耐久性向上改修工事等をした後の住宅の床面積（登記事項証明書に表示されているもの）（3ページ）が50㎡以上であり、かつ床面積の2分の1以上が専ら自己の居住用である。	<input type="checkbox"/>
7	耐久性向上改修工事等に要した費用の総額の2分の1以上が居住の用に供する部分に係る費用である。	<input type="checkbox"/>
8	2以上の住宅を所有していない（所有している場合は主に居住している住宅の耐久性向上改修工事等である。）。	<input type="checkbox"/>

※ 確認欄のすべてにチェックが入る場合のみ控除を受けることができます。

	確定申告書に添付すべき書類	確認欄
1	住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 ※ 明細書は国税庁ホームページに掲載しています。	<input type="checkbox"/>
2	住宅の登記事項証明書【原本】 ※ 不動産番号の記載又は住宅の登記事項証明書【写し】の添付に代えることができます。	<input type="checkbox"/>
3	建築士等が発行する『増改築等工事証明書』（住宅耐震改修や省エネ改修工事等と併せて行う耐久性向上改修工事等であることを証明するもの）【原本】	<input type="checkbox"/>
4	都道府県・市区町村の長期優良住宅建築等計画の認定通知書【写し】 ※ 計画の変更の認定があった場合には変更認定通知書の写し、認定計画実施者の地位の承継があった場合には認定通知書及び承認通知書の写しが必要となります。	<input type="checkbox"/>
5	確定申告書に記載したマイナンバー（個人番号）の本人確認書類（マイナンバーカード（個人番号カード）の写しなど） ※ 確定申告書を提出する際に提示によることもできます。詳しくは、国税庁ホームページ又は『令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』をご確認ください。	<input type="checkbox"/>

※ 確定申告書への給与所得の源泉徴収票等の添付は不要です。

ただし、税務署等で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票等や登記事項証明書を忘れずにお持ちください。

D5**子育て対応改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除**

○適用要件に該当するか確認し、以下の書類をご準備ください。

	適用要件	確認欄
1	本年分の合計所得金額（3ページ）が2,000万円以下である。	<input type="checkbox"/>
2	自己が所有し、自己の居住の用に供する家屋について、子育て対応改修工事等を行い、改修工事をした日から6か月以内に入居している（令和6年4月1日から同年12月31日までに入居したものに限ります。）。	<input type="checkbox"/>
3	補助金等の額を差し引いた子育て対応改修工事等の標準的な費用の額が50万円を超える。 ※ 標準的な費用の額は『増改築等工事証明書』に記載されています。	<input type="checkbox"/>
4	子育て対応改修工事等をした後の住宅の床面積（登記事項証明書に表示されているもの）（3ページ）が50㎡以上であり、かつ床面積の2分の1以上が専ら自己の居住用である。	<input type="checkbox"/>
5	子育て対応改修工事等に要した費用の総額の2分の1以上が居住の用に供する部分に係る費用である。	<input type="checkbox"/>
6	2以上の住宅を所有していない（所有している場合は主に居住している住宅の子育て対応改修工事等である。）。	<input type="checkbox"/>
7	特例対象個人である（3ページ）	<input type="checkbox"/>

※ 確認欄のすべてにチェックが入る場合のみ控除を受けることができます。

	確定申告書に添付すべき書類	確認欄
1	住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除の計算明細書 ※ 明細書は国税庁ホームページに掲載しています。	<input type="checkbox"/>
2	住宅の登記事項証明書【原本】 ※ 不動産番号の記載又は住宅の登記事項証明書【写し】の添付に代えることができます。	<input type="checkbox"/>
3	建築士等が発行する『増改築等工事証明書』（子育て対応改修工事等であることを証明するもの）【原本】	<input type="checkbox"/>
4	確定申告書に記載したマイナンバー（個人番号）の本人確認書類（マイナンバーカード（個人番号カード）の写しなど） ※ 確定申告書を提出する際に提示によることもできます。詳しくは、国税庁ホームページ又は『令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』をご確認ください。	<input type="checkbox"/>

※ 適用を受けるためには、配偶者若しくは扶養親族の氏名、マイナンバー（個人番号）、続柄及び生年月日を確定申告書第二表に記載する必要があります。

※ 確定申告書への給与所得の源泉徴収票等の添付は不要です。

ただし、税務署等で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票等や登記事項証明書を忘れずにお持ちください。

住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書【 D2 記載例】

① 一般断熱改修工事等（省エネ改修工事等）の標準的な費用の額	6,000,000 円
② ①について交付を受けた補助金の金額	200,000 円
③ ①と併せて行う増築、改築その他の一定の工事に要した費用の額	4,000,000 円
④ 居住開始年月日	令和 6 年 8 月 30 日
⑤ 共有持分	1 / 2

【計算明細書 1 枚目】

住宅耐震改修特別控除額
住宅特定改修特別税額控除額

(令和 6 年分以降用)

(令和 6 年分)

氏名 国税 太郎

この明細書は、次の I 又は II の場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

- I 令和 6 年 1 月 1 日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合
- II 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）又は子育て対応改修工事等をした部分を令和 6 年 1 月 1 日以後（子育て対応改修工事等については令和 6 年 4 月 1 日以後）に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

I 住宅耐震改修特別控除額の計算
(II 5 及び II 6 と重複して適用できません。)

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①	円
交付を受ける補助金等の合計額	②	
(① - ②)	③	
③と250万円のいずれか少ない方の金額	④	
住宅耐震改修特別控除額 (④ × 10%)	⑤	(100 円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。
 なお、④の金額や認定住宅等新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

※II 8 の計算欄を併せてご確認ください。

不動産番号	
-------	--

家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

II 住宅特定改修特別税額控除額の計算

1 改修工事をした家屋に係る事項

共有者の氏名 ※共有の場合のみ書いてください。

居住開始年月日	⑥	令和 6 年 8 月 30 日
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑦	1 / 2

フリガナ	コクセイ ハナコ
氏名	国税 花子
フリガナ	
氏名	

不動産番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
-------	---------------------------------

家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

高齢者等居住改修工事等

【計算明細書 2 枚目】

3 一般断熱改修工事等に係る事項

(Ⅱ 5 及びⅡ 6 と重複して適用できません。)

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑰	6,000,000	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑱	200,000	
(⑰ - ⑱) ※ 50 万円を超える場合に限りです。	⑲	5,800,000	
⑲と⑲×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑳	2,900,000	
⑳と250万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のいずれか少ない方の金額	㉑	2,500,000	
(㉑ × 10%)	㉒	250,000	(100 円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

【計算明細書 4 枚目】

8 その他の工事等に係る事項

(Ⅰ、Ⅱの改修工事と併せて行うその他の工事がある場合及び工事限度額を超えるⅠ、Ⅱの改修工事がある場合)

住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額 (工事の費用にその補助金等の額を控除し、工事の費用にその補助金等の額を控除した後の金額に⑦を乗じた後の金額)	⑥①	2,900,000	円
⑥①のうち工事限度額を超える部分の額	⑥②	400,000	
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事と併せて行われた一定の工事費用の額	⑥③	4,000,000	
⑥③に関し交付を受ける補助金等の合計額	⑥④	0	
(⑥③ - ⑥④)	⑥⑤	4,000,000	
⑥⑤と⑥⑤×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑥⑥	2,000,000	
⑥⑥と⑥⑥+⑥⑥)のいずれか少ない方の金額	⑥⑦	2,400,000	
1,000万円 - (⑥⑦ - ⑥⑧) (0円未満となる場合は0円)	⑥⑧	7,500,000	
⑥⑧と⑥⑧のいずれか少ない方の金額	⑥⑨	2,400,000	
(⑥⑨ × 5%)	⑥⑩	120,000	(100 円未満の端数切捨て)

{ (④+⑤+⑥)+(③+②、⑥又は④) の額を書きます。

{ [(④-⑤)+(⑥-⑦)+(⑧-⑨)] + [(③-④)+(②-③)、(⑥-⑦)又は(④-⑤)] } の額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額」欄(又は「3(3)②ア ①、②、③、④、⑤又は⑥の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額」欄)の金額を書きます。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

9 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (⑥⑩+⑪+⑫+⑬+(⑭、⑮又は⑯))	⑦①	370,000	円
--	----	---------	---

申告書第一表の「税金の計算」欄の「住宅耐震改修特別控除等」の「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。
なお、⑤又は認定住宅等新築等特別税額控除の適用も受けている方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。